

【後期第6問】

甲は、証券会社出身で、不動産の売買業務を行う A 社の代表取締役社長である。A 社は B 銀行から多額の借入れをしていたが、昭和 62 年ごろから毎月のように運転資金の不足を来し、その都度 B 銀行からの融資を受けて凌いでいるという状況下にあった。

その後、景気の悪化と共に、不動産価格の急落と売り上げの激減による資金繰りの悪化により A 社の担保が B 銀行の融資額に対して割り込むような状況下にあった。しかし、長きにわたって A 社の担当をしていた担当課長乙の判断で A 社に対して運転資金の融資を継続し、平成 3 年 5 月の段階で融資額は 270 億円に達していた。融資額が、突出するのを避けるため甲と乙の判断で A 社の関連企業や B 銀行の子会社などを使った迂回融資の方法を取り、B 銀行の融資担当役員 C はそのことを知らずにいた。

A 社は平成 3 年 8 月には他の銀行から融資を受けられない状況下に追い込まれ、B 銀行からの融資を受けられなくなった段階で倒産に追い込まれる状況になった。平成 3 年 9 月、乙は B 銀行の貸出規定に反し、融資の回収ができる見込みであると C に偽り、信じた C から承認を得て、同月から年末にかけて、18 億円を A 社に貸し付けた。

その際、乙はこの融資が焦げ付く可能性の高さを認識していた。しかし、融資をせず A 銀行が倒産した場合、過去に行った 270 億円の融資が問題視されることを心配し自らの責任を回避して保身を図ると共に、A 社の利益を図るといった目的から融資を行ったものである。

また、甲も A 社に返済能力がないこと、本件融資が事実上の無担保であり不自然な融資であり乙が何らかの任務違背行為をしている可能性が高いこと、B 銀行に財産上の損害を与えうること、を証券会社出身であることから認識していた。しかし、甲は経営改善策を講じず、乙が融資に応じざるを得ないことを知りつつ融資を要求したものである。

融資を受けた甲は、受け取った 18 億円のうち 1 億円を、取引先の D 社への支払いに充てたが、その際に誤って E 社に対して振り込んだ。E 社の社長丙は、通帳の記載から入金される予定のない 1 億円を見つけ、誤った振込みであることを認識した。丙は、会社の運転資金に充てようと考え、F 銀行 G 支店において、窓口係員に誤った振込みであることを伝えることなく、1000 万円の交付を受けた。

甲、乙、丙の罪責を論ぜよ。

参考判例：最高裁平成 15 年 2 月 18 日決定